

日本塩業大系編集委員会編

『日本塩業大系 史料編 古代・中世(一)』

上 島 有

(一)

最近のわが国経済の急速な発展と技術革新にともなう、人類の生存に必須の塩の生産方法は、昭和四十六年に至って、従来の塩田製塩からイオン交換膜法に転換され、長い歴史と独特の生産構造をもつ塩田は姿を消すこととなった。この時期に当って、日本専売公社において、散逸のおそれのあるわが国の塩業関係の史料を保存し、塩業の発展過程を集大成するという目的で、本論六巻・史料編十一巻から成る『日本塩業大系』の刊行が企画されたのは、まことに時宜に適したことといわなければならない。

その一冊として刊行されたのが本書であるが、ここには中世以前の塩業関係史料がもっとも豊富に伝えられている瀬戸内海・伊勢湾・若狭湾関係史料のうち、瀬戸内海の伊予国弓削島庄および備後国因島庄に関する中世の史料を収めている。ことに弓削島庄は、古くから「塩の庄園」として有名なものであるが、本書はたんに製塩に直接関係する史料だけでなく、広く両庄の成立から没

落に至るすべての史料を採録している。

本書はまず解題を掲げて、弓削島庄・因島庄の歴史全体を概観する。この二つの庄園は、東寺領庄園として有名なものであるが、これまで比較的研究のおくれた庄園であった。そして、この解題によってはじめて両庄の全体が明らかになったのであって、大きな収穫といえることができる。本論には弓削島庄関係史料三百二点・因島庄関係史料六十四点と、付録として上弓削村元禄二年地平均検地帳と下弓削村元禄二年検地帳写を収める。両庄の関係史料は「東寺百合文書」をはじめ、従来から知られた関係史料はもちろん、最近その存在が明らかになった藤井孝昭氏所蔵「東寺長者補任」の紙背文書、さらには江戸時代の写本である「白河本東寺百合古文書」(以下「白河本」と略する)からも関係史料を収録している。そして解題では、これらの関係文書を逐一解説しており、入念な編集の一端をうかがい知ることができる。ただ解題では触れられていない点を一言付け加えると、藤井孝昭氏所蔵「東寺長者補任」は、東寺観智院金剛藏聖教のうちの一箱に収められているものであるが、昭和四十年頃他出したものである。

(二)

いずれの書物もそうであるが、特に史料集の刊行には、高度の正確さと質の高さが要求される。というのは一般の研究者では、史料の原本はもちろんのこと、影写本ですら簡単に検索・照合することはできない。それ故、史料集の刊行が、歴史研究の基礎作業として重要な意義を有するのであるが、もし一つの史料でも誤った形で印刷されると、余程のことがない限り、それを訂正

するのは困難である。そしてそれが誤った形のまま利用されることになり、その影響ははかり知れないものがある。

この観点からすると、本書は従来の史料集に比して抜群の正確さと、細かい配慮のもとに編集されたものであって、最も信頼度の高い『大日本古文書』にも決して見劣りのするものではない。以下、たんに本書の内容を検討するだけでなく、広く史料集編纂のあり方という基本的な問題とも関連させつつ、感ずる所を述べることにする。

本書のひとつの特色は、同一文書の案文が何通あろうと、それをすべて収録していることである。すなわち、同一文書の正文と案文が何通かある場合には、両者の区別を正確に行い、正文を優先させて、まずそれを収録する。しかし、案文にもそれなりの史料価値を見出して、正文と同一の本文の引用は省略するが、一通一通についてその所在を明らかにするとともに、端裏書・端書等で正文にみえない記述は確実に収録している。というのは、本書の引用史料の主要部分を占める東寺百合文書には、重要な文書については、同一文書の案文が何通か収められている。普通、史料の採訪に当っては、同一の文書が何通かあるときには、一通だけとはとるが、あとは省略してしまうことが多い。しかし、同一案文が何通か存在するということは、それ自身、歴史を考えるひとつの材料となるのであって、その一通一通が作成された背景を考えることに一定の意味があるのである。これまで、東寺領の個別庄園の史料集が二・三刊行され、また文書目録も作成されている。そのなかには、正文であろうと案文であろうと余り区別せず、とにかく一通だけ収録したら万事終れりといった式のものも見受けら

れる。それに比べると、本書は実に細かい所まで神経を配っており、史料集はかくあるべしという史料集の見本ともいうことができる。この点については、さきに私がささやかな提言を行ったところがあるが（『鎌倉遺文』月報四所収拙稿「正文と案文」参照）、それが本書において実行に移されたのは喜ばしいことである。

その結果、いくつかの具体的な成果がみられる。たとえば、弓削島庄関係史料二五一号（以下「弓二五一号」のように略する）・同二五二号文書の端書によって、弓二四七号の足利義詮御判御教書の担当奉行人（したがってこの御教書の執筆者は斎藤藤内右衛門尉であることが明らかとなり、また弓一三九号文書によって、その案文である弓一四〇号文書の日付の誤が訂正されているなどは、その一例といえる。

正文が最も信頼できる文書であることは間違いないが、正文だからといって、余りに影写本そのものを信用すると、案外な落とし穴にかかる場合がある。影写本によると、弓削島庄・平野殿庄等の東寺供僧方の庄園を安堵した後光厳天皇諭旨（弓二四六号）の日付は、「延文元年二月八日」となっており、本書もそれに従っている。しかし、原本（東寺文書）によると、これは影写誤であって、正しくは「延文元年十一月八日」である。したがって、弓二四九号②（本書三六二頁の頭注にこれを「後光厳天皇院宣案」とするが、明らかに校正誤である）に収めた案文の日付の方が正しいのである。『大日本史料』（第六編二〇、九一一頁）では、もちろん影写本によりつつも、日付の「二月」の横に「（十一月カ）」と付記して、疑問を残している。これと同じ十一月八日には、上桂庄・押師庄等の供僧学衆兼帯の庄園に対する安堵の諭旨

が下されており、奉者（蔵人）はもちろん、文面も両方同じである。延文元年十一月八日、東寺の供僧方庄園と供僧学衆兼帯の庄園の二つに、同時に安堵の綸旨が下されたことに大きな意義が見出されるのあって、影写本のように日付が間違っていると、その史料価値が減殺される。

(三)

本書のもうひとつの特色は、史料の残存形態をできるだけ忠実に復原・収録して、その利用価値を高めていることにある。多くの史料集は、手継券文・譜代相伝重書・訴陳状とその具書案のように、何通かの文書が連続して一点の文書として収められている場合（たとえば弓一七三号・弓二八七号文書）には、一通ずつばらばらにして、該当年次の所に収録している。これは影写本の限界に關することでもあるが、たとえば何通かの正文が連続した手継券文を影写する場合、影写本が冊子に仕立てられるという關係から、一通ずつばらばらに影写した方が、何通かを接続して影写するよりも、出来上ったものの収まりがよい。そのため、本来は何通かの正文が接続した形で影写されるべきものが、すでに影写本の段階でばらばらになっていることが多い。この影写本を基礎にして作られた史料集にあっては、もはやもとの形に復原することとは不可能であって、本来の手継券文の形は完全に失われてしまい、史料集としての価値は削減される。

このような影写本の限界にもかかわらず、本書は史料のあるべき形を追及しているのである。その一例を示すと、因三九・四〇号文書の場合である。原本によるとこの二点の文書は接続した一

点の文書（東寺雜掌頼勝申状并具書案）で、その紙継目には奉行人飯尾為清の裏花押がある。しかし影写本では、その継目裏花押を無視して（従って当然継目裏花押は影写されていない）、それぞれ独立の文書として切り離して影写したため、この影写本を底本とした本書にあっては、両者を接続することは不可能であった。そして、普通の史料集であったならば、因四〇号文書は「因島庄文書案」という名称で、別の所に収められたと思われる。しかし本書では、かかる影写本の限界にもかかわらず「東寺雜掌頼勝申状并具書案」という適切な文書名を付して、因三九号の東寺雜掌頼勝申状の次に配置するというように、いわば眼光紙背に徹する史料操作が行われているのである。関係者の見識に敬意を表するものである。

これに關連して付言するならば、上述のような編集方針によって文書を配列した場合には、別の面での不便さがおこるのも事実である。たとえば弓二八七号(4)(5)(6)(7)文書は、本来一連のものとして利用されるのが望ましい。それ故、この四通の案文が一括して書写されているのであるが、たまたま(4)と(7)は正文が現存するため鎌倉中期の所に配列され、(5)と(6)は正文は現存せず案文だけだという理由で、室町時代後期の所に配置されている。利用の便だけからいえば、(5)(6)ともに鎌倉中期に収めた方が都合がよい。同様のことは、因一六号文書と因六〇号(1)文書についてもいえるのであって、両者は相関連して理解されるべきものである。すなわち前者は、東寺の三綱が前権僧正亮禪以下二十四人の僧侶を、十二時不断大勝金剛供僧職に任じた補任状（この文書名は交名ではない）であり、後者は東寺よりその注進を受けた足利尊氏が、

承認の袖判をすえて、東寺に返却したものである。もし後者の文書が、その正文から収録されたならば（正文は「東寺文書」射一―一二に現存する）、当然因一六号文書の次に収められて、相關連して利用されることになる。しかし、これは寛正四年に作成された案文から収録されたため、いっぽうは南北朝初期の所に、もういっぽうは室町末期の所に配置されることになったのである。このような不便を補うためには、目次とは別に、巻末に手継券文などをばらばらにした一通一通の編年総目録が付けられることが望ましい。本書のように全体の所収文書数が多くない時には、それ程の不便は感じないが（したがって本書ではそれを省略したのであるが）、所収文書数が多くなり、たとえば同一の史料集が二巻・三巻にも及ぶようになれば、全体の編年総目録は是非必要となる。

（四）

前項においては、手継券文等の本来一点であるべき何通かの文書は、本書においては他の多くの史料集のように一通ずつばらばらにせず、一括して収録していることについて述べた。このような編集方針は、一通の文書の前半部分・後半部分がばらばらになっている場合に、それを接続させて完全な一通の文書とするというように、細かい配慮が行われることになる。たとえば弓一七三号文書は、その前半部分が「東寺百合文書リ箱」（以下「リ箱」と省略する）に、後半部分が「な箱」というように分かれて存在しているが、本書ではそれを接続してもとの形に復原、一通の文書としている。同様のことは弓七六号・弓一七六号文書にもみ

られる。そして、このように一通の文書の前半・後半部分を接続させるだけでなく、因五九号・同六〇号文書にみられるように、包紙と本紙を接続させるという徹底ぶりである。本書が、たんに通り一遍の史料集でないことが、これでもよくうかがわれる。

そして、これは現存の文書だけに止まらず、「東寺百合文書」の江戸時代の写本である「白河本」を駆使して、完全な文書の形を追求している。たとえば、弓八三号文書で「東寺百合文書」の影写本に収められているのは本文だけであるが、本書では「白河本」によって端裏書および追而書を補っている。さらに、弓補一号文書のように、内容の吟味によって、影写本の錯簡を正すなど、本書の随所に、その細かい配慮のあとがうかがわれるのである。

ただ、これも影写本の限界に関することになるが、前述の弓一七三号文書は「リ箱」と「な箱」の文書が接続されて、本来の姿に復原された。そして、本書では紙継目の所に「裏書」として、「権大僧都」以下七人の僧侶が記載されている。原本によると、これはたんなる裏書ではなく、紙背文書の一部である。すなわち、「な箱」の文書の紙背から、「リ箱」の文書の紙背にかけて、東寺々辺水田に関する年月日未詳の十八口供僧申状案が書かれており、たまたま「な箱」の紙背文書の影写が省略されて、申状の最後の連署部分の十八人のうち後の七人が「リ箱」の文書の紙背に書かれたため、それだけが影写されたのである（従って十八人のうち十一人は「な箱」の部分に含まれ影写されなかった）。本書の二九二頁にみられる形態では、表の正和二年九月八日下知状案の署名の一部が裏に廻ったと考えられ易いが、それとは全く無関係なものであることを、この史料の利用に当たっては注意をうなが

しておきたい。なお、影写本の不備についてもう一ついうと、弓一・一四号の紙背文書の九月一日という日付の下に、「宗通」という差出書が脱落しており、したがって封ウワ書の差出人も「宗通」ではなく「宗通」である。

(五)

これまで、少し横道にそれた点もあるが、本書は史料集としてすばらしい成果を挙げていることを具体的に述べてきた。最後に、細かいことになるが、二・三気付いたことを記しておきたい。まず弓二六三号文書は、端裏書に「御判案」とあり、また差出書に「御判」とあることから、本書ではこれに「將軍足利義満御判御教書案」という文書名を付している。しかし義満の御判始は、これより約一年半あとの応安五年十一月二十三日であり、これを「足利義満御判御教書案」とするのは無理である。細川頼之施行状案(弓二五四号文書)の本文の収録は省略されているが、『大日本古文書 東寺文書』(に一八号)をみると、その差出書には「……御判」と記されている。したがって当時「御判」というのは、必ずしも將軍に限ったものではないことが知られる。応安四年七月の東寺雜掌申状案(弓二六八号文書)の副進文書の目録にはこの文書も挙げているが、それには「一通 号御書下案」としている。これは東寺側の言分であるとしても「号……」といっていることは、当時すでにこの文書は疑わしいものと考えられていたようであって、その文書名をつけるのはなかなか難しいが、「足利義満御判御教書案」ではありえない。

花押がなく、奉者の自署だけの論旨・院宣・御教書、あるいは

自署だけの書状の類は、正文・案文の判定が難しく、最も權威のある史料集でも、ままた誤がみられる。この場合、まず判断の基準になるのは筆蹟であるが、たんにそれだけでなく、料紙・書風などによって総合的な判断を下さなければならない。本書においても、同じく日野俊光の奉じた後伏見上皇院宣のうち、弓一九〇号文書は正文とするが、弓一六〇号文書を案文とするというようにくいちがいがみられる。この二通は、いずれも「東寺百合文書」の「こ箱」に収められている。「こ箱」は「勅旨院宣之部」といわれるように(赤松俊秀教授退官記念『国史論集』所収拙稿「東寺百合文書の伝存に関する二・三の問題」参照)、論旨・院宣・官宣旨等の正文を収めた箱である。したがって、この二通の文書は「こ箱」に収められているというだけで、正文として間違いないものであるが、影写本をみても、二通の文書の筆蹟は同一であり、また書風も整っており、いずれも正文とすべきものである。次に、室町幕府発給文書の文書名についてである。室町幕府の執事あるいは管領が、將軍の意を承った奉書は、ふつう「室町將軍家^{足利}御教書」(以下「將軍家御教書」と略する)といわれ、それと形式・内容は全く同じであっても引付頭人の奉じた「室町幕府引付頭人某奉書」(以下「引付頭人奉書」と略する)と區別している。本書もその区分に従っているようであるが、ただ貞治五年と同六年に山名時氏が奉じた文書(因三一・三四号文書)については疑問が残る。本書では、この二通をいずれも「將軍家御教書」としている。この頃の幕府の管領は、貞治六年八月八日、時の管領斯波義將が越前に没落してから、翌貞治六年十一月二十五日、細川頼之が任命されるまでの間、欠員であったとするのが

現在の通説である。両文書はこの間に発給されたものであって、もしこれを「將軍家御教書」とするならば、この間山名時氏が管領であったという新しい説が成立することになる。したがって、この文書名は、かかる積極的な新説の裏付があつての主張なのかどうか、是非知りたいところである。

というのは、貞治五・六年段階の山名時氏は、やはり引付頭人とすべきだと考えるからである。たとえば、貞治五年十一月十四日の山名時氏奉書を受けた同年十二月五日の佐々木高氏施行状には、「引付奉書如此」(『大日本史料』第六編二七、五七八頁)とみえる。また大勝金剛方所領文書目録(因四三三号文書)にみえる「渋谷殿守護時、引付奉書并守護施行渡状等」というのは、この山名時氏奉書・渋谷義行施行状(因三二二号文書)には「遵行状」とするが「施行状」がより適切であろう。尾崎加賀守打渡状(因三一・三二・三三三号文書)を指すものと考えられる。したがって、因三一・三四号文書は、「將軍家御教書」ではなく「引付頭人奉書」とすべきものであろう。なお、因四二二号文書は「將軍家御教書」ではなく、足利義満寄進状(因四一一号文書)を施行した「管領斯波義將施行状」とすべきものであろう。

さらに影写本の限界について、一・二氣付いた所を述べたが、それに関してもうひとつ付言するならば、本書では案文とする因三九号文書は、実は正文である。訴陳状の正文・案文の判定は、前述の自署だけの書状・繪旨・院宣・御教書等とともに非常にむづかしい場合が多い(原本によつても最終的な決断を下せない場合もある)。しかし、この文書は、もし影写本が正確に影写されていたならば、正文と判定しうるものである。この時期の庄園領

主が、室町幕府に対して武家の押領停止を求めた申状は、正文の形で多数庄園領主側に残されている。因三九号文書も、まさにそのひとつであるが、この時期の申状の正文・案文の判定には、(1)料紙(2)端裏の銘(3)裏花押の三つが検討材料となる。しかし、影写本では料紙の質はたしかめようがない。また(2)で述べたように、この文書と接続する因四〇号文書との紙継目の裏花押は省略されてしまっている。そこで、残る検討要素は端裏に記された奉行人の銘だけになる。もし影写本が、この文書の端裏に書かれた奉行人飯尾為清の銘を正確に影写しておれば、本書の編者はこれを正文としたであろう。しかし何故か影写本では、これを正確に影写せず、写生字の字で端裏書として簡単に扱っている。端裏書と銘の区別が厳密に行われなかった段階では無理からぬことではあるが、これではこの文書を正文と判定するのは困難で、本書がこれを案文とした原因は影写本にあるといわなければならない。なお、申状の正文・案文については、昭和五十年(一九七五)日本古文書学会の学術大会において詳しく報告した(なおこれは「南北朝期の申状について」という題で『古文書研究』一〇号に掲載の予定である)。

(六)

以上、書評としては、全く型破りの叙述に終始したようである。私がここでいいたいのは、史料集の刊行あるいは文書目録の作成ということは、歴史学進展の地道な基礎作業ではあるが、いちめん、現在の学問水準の最高の成果でもなければならぬということである。それは、最近の室町幕府支配形態の変遷に関するす

ぐれた成果によって、従来の通説的な文書名がいくつか訂正されつつあることによっても知られる。

本書については、いくつかの希望を申し述べたが、それは決してあら探しを目的としたものでないことは了解頂けるものと思う。もし本書が通り一遍の史料集であったなら、私自身それなりの書評でお茶をにごしておいたであらう。屢述するように、本書はおそらく現在望みうる最高水準の史料集であるが故に、そしてまた、最近ようやく盛んになりつつある史料集刊行のひとつのモデルとしての役割を果たすべきものであるが故に、勝手な希望を述べたのである。さらに、これは現在公務として『東寺百合文書目録』作成の仕事に従い、また個人的には史料集刊行の準備を進めている私自身への自戒の言葉であることも付言しておきたい。最後に、文中にあるいは私の誤解があり、また理解の至らぬ点があれば、関係者一同の御海容をお願いするものである。なお、本書は官庁出版物であるが、希望者には実費頒布の方法も講じられている。詳しくは東京都港区六本木七丁目一五―一四、日本塩工業会内日本塩業研究会宛照会されたい。

〔A5版 図版三頁 目次三頁 解題一九頁 本文
五六三頁 一九七五年七月 日本塩業研究会発行〕
(京都府立総合資料館古文書課長)

黄培 (Pei Huang) 著

*Autocracy at Work: A Study of
the Yung-cheng Period, 1723-1735.*

大谷 敏夫

本書の著者黄培氏はオハイオ州、ヤングスタウン州立大学の中国史専攻の研究者である。序文によれば著者は、故李宗侗教授と呉相湘教授に示唆されて清代雍正期研究を志したという。著者は雍正独裁政治を研究する主要な理由として、一つには雍正期が清代史研究にとってとりわけ重要である点をあげている。すなわち康熙帝が清朝権力の保持者であるとしたならば、雍正帝はそれを創造し組織した人であり、乾隆帝はその上に立って安定と繁栄を享受したという。このような重要な時期にもかかわらず、雍正期の研究は、宮崎市定博士を始めとした日本の研究者を除いて、今まで各国の歴史家がほとんど注目していなかったという。次に第二の理由は、雍正独裁政治の研究こそ、中国の独裁政治の実態を明らかにする好個の時代であるという。すなわち雍正期は、中国独裁政治の最頂点に達した時期であり、世界史上におけるそれとの比較研究の上でも重要であるという。ここで著者の本文構成に従って各章の内容と問題点を述べておこう。